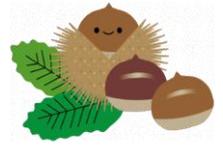


子育て支援だより



東久留米市子ども家庭部子育て支援課 発行 令和2年11月号

秋も深まり、木々の葉が色づき始めました。いよいよ今月は認可保育施設入所申請が始まります。

見学等されて、希望園はお決まりでしょうか？申請書類等わからないことがありましたら、事前にお問い合わせください。申請期間・時間を確認のうえ、申請にご来所されますようお願い致します。

「令和3年4月認可保育施設入所申請受付」が始まります！

≪1次申請≫ 令和2年11月25日(水)～12月5日(土)

| | 日 程 | 受付時間 | 場 所 |
|--------|--------------------|-----------|---------------------|
| 平日の受付 | 11月25日(水)～12月4日(金) | 午前9時～午後5時 | 204 会議室 市役所2階 |
| 土曜日の受付 | 12月5日(土) | 午前9時～午後4時 | |
| 日曜日の受付 | 11月29日(日) | | |
| 夜間の受付 | 12月4日(金) | 午前9時～午後8時 | |

※午前11時30分から午後1時の受付はありません。

- ★11月28日(土)の受け付けはありません。
- ★郵送、FAX等での申請は受け付けておりません。
市役所2階204会議室までお越しください。
- ★申請後の希望施設変更も上記期間で受け付けます。

※令和2年度の申請において入所保留の方で、
令和3年度も入所を希望される方は、改めて
申請が必要となります。

※令和3年度申請分から変更になった書類等があります
ので、「入園のしおり」をご確認ください。

※認可保育施設の令和3年度4月募集人
数は、受付の初日である11月25日(水)
に公表します。受付会場、市ホームページ
でご確認いただけます。

令和3年度の「入園のしおり(申請書入)」「保育施設紹介のしおり」は、市役所2階子育て支援課窓口で配布しています。しおりや申請書類等は、市のホームページからダウンロードすることもできます。



感染症の防止のため、マスク着用をお願いします。



体調が悪い場合は日を改めて期間中にお越しください。

※認可保育施設の入所利用調整会議(入所選考の会議)について、「子育て支援だより10月号」にも掲載し、子育て支援課窓口で配布しています。
子育て支援だよりは、市のホームページでもご覧いただけます。

保育施設の入所についてのお問合せは 東久留米市役所 子育て支援課へ

☎ 042-470-7745



申請する前に書類を確認(□を✓)してみましょう

必要書類

- 子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（両面記載）
 - 健康状況等調査書
 - 確認票
 - 保育の必要性を確認する書類（父母それぞれ必要）
- ※提出書類について、記入漏れはないかどうか確認しましょう！

チェック！

令和2年1月1日現在、他の市区町村に住んでいた場合

- 令和2年度住民税（非）課税証明書（父母それぞれ必要）

※個別の状況によって、上記以外に書類が必要な場合があります。入園のしおりでご確認ください。わからない場合はお問い合わせください。



～フクロウ先生教えて！コーナー～



Q1 早く申請した方が、優先順位は上がりますか？

A 先着順ではありません。申請期間中であれば、申請時期の早さの違いで優先順位が変わることはありませんので、期間内のご都合の良いときにお越しください。例年、受付初日は大変混み合いますので、申請期間の中頃をおすすめしています。

Q2 認可外保育施設への申請はどうしたらいいですか？

A 直接希望する施設へ申請してください。施設と保護者の直接契約となります。連絡先は、市のホームページや「施設紹介のしおり」、「子育てミニガイド」等で、ご案内しています。（市役所2階子育て支援課で配布中）

Q3 育児休業明けで育児時間（育児短時間勤務）を利用する場合、基準指数は低くなりますか？

A 育児短時間勤務取得中（見込みを含む）であっても、取得前の勤務日数と時間で指数が算定となります。育児短時間勤務をしている場合（取得予定含む）には、「勤務（内定）証明書」の該当欄に必ず記載するようにしてください。

Q4 施設の見学に行かなければいけませんか？

A 必須ではありませんが、同じ認可施設であっても、保育方針・環境が異なります。お子さんが過ごす場所を事前に確認するためにも、希望施設の見学をおすすめしています。

利用者支援員相談をご利用ください

日 時：平日（土日祝日、年末年始を除く）

午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分

場 所：市役所2階 子育て支援課

連絡先：子育て支援課 利用者支援員 ☎ 042-470-7740（直通）

※ご連絡の際は「利用者支援員相談」とお伝えください。

